

香川県立武道館指定管理者の募集に関する質問と回答

香川県教育委員会事務局保健体育課
施設グループ
TEL 087-832-3767
FAX 087-806-0235

番号	募集要項等の 該当項目	質問内容(要旨)	回 答
1	募集要項 5頁 5 申請 の手續 (4)③3)イ 法人 の登記事項証明書	法人の登記事項証明書について、現在事項全部証明書と 履歴事項全部証明書のどちらを添付すればよろしいでし ょうか。	法人の登記事項証明書は、現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の いずれの証明書でもかまいません。
2	募集要項 6頁 5 申請 の手續 (4)③3)ケ 同種 又は類似施設の管理運 営実績を記載した書類	当該書類の作成様式は任意でよろしいでしょうか。 また、指定されている記載項目(名称、所在地、規模、年間 集客数、管理運営体制、期間、収支決算書等)は必ず記載 すべきでしょうか。なお、その他に記載すべき内容はござい ますでしょうか。	作成様式は任意とします。記載事項は、募集要項の5の(4)の③のケに記載 のとおりです。
3	募集要項 7頁 6 指定 管理者の候補者の選定 (1)選定方法	2次評価(プレゼンテーション)にあたり、PCの持ち込みやプ レゼン用資料の作成は可能でしょうか。また、参加可能人数 および所要時間をご教示ください。	プロジェクターやスクリーンの用意は行いますので、PCの持ち込み及び、提出し た事業計画に基づくプレゼンテーション用資料の作成・使用は差し支えありま せん。その他の留意事項並びに、参加可能人数及び所要時間については、別 途開催通知によりお知らせします。
4	募集要項 9頁 7 指定 管理者の指定 (2)① 協 定書の締結	「候補者と細目について協議し、指定管理者として指定され た後に協定を締結します」とありますが、提案した指定管理 料について協議・調整が必要となった場合、予算調整に合 わせて事業計画の内容を見直すことも可能という理解でよ ろしいでしょうか。	ご質問のケースが必ずしも明らかではありませんが、事業計画等の見直し及 び委託料の調整の可否については、県教育委員会と指定管理者が協議のう え決定するものとします。
5	募集要項 12頁 8 管理 の基準・業務の内容等 (6)①2) 利用料金	令和9年4月からの料金改定を実施したい場合、料金変更の 事前承認申請は包括協定書締結後に提出する手順でよろ しいでしょうか。また、包括協定書の締結時期は何月頃を予 定されていますでしょうか。	令和9年4月1日からの利用料金については、申請時の事業計画等にも反映 した上で、包括協定の締結以降、県教育委員会の指定する日までに承認を受 けてください。なお、包括協定の締結は3月頃を予定しています。
6	募集要項 12頁 8 管理 の基準・業務の内容等 (6)②2) 委託料	「毎年度の予算の範囲内で委託料として支払います」とあり ますが、提案する5か年収支計画の指定管理料が各年度の 県の予算範囲を超えている場合は、協議の上、事業計画の 内容も踏まえて委託料の調整を行うという理解でよろしいで しょうか。	ご質問のケースが必ずしも明らかではありませんが、事業計画等の見直し及 び委託料の調整の可否については、県教育委員会と指定管理者が協議のう え決定するものとします。
7	募集要項 13頁 8 管理 の基準・業務の内容等 (6)④2) 会計年度等	「指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区 分して整理」とありますが、ここでいう「その他の業務」とは自 主事業等を指しているという理解でよろしいでしょうか。	自主事業・自動販売機経営・売店・物販等の、武道館において指定管理者が 行う管理運営業務以外の事業すべてを指します。
8	募集要項 14頁 8 管理 の基準・業務の内容等 (8)②・④ 法令の変更	「施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更」や「指定管理者 に影響を及ぼす法令変更」について、具体的にどのようなも のを想定されていますでしょうか。	例として、前者は消防法や建築基準法の改正により、新たな防災設備を設置・ 改修する場合で、後者は労働基準法の改正により、職員の勤務時間の見直し を行う場合です。

香川県教育委員会事務局保健体育課
施設グループ
TEL 087-832-3767
FAX 087-806-0235

番号	募集要項等の 該当項目	質問内容(要旨)	回 答
9	募集要項 14頁 8 管理 の基準・業務の内容等 (8)②⑤ 税制の変更	負担区分表にある「一般的な税制変更」について、具体的に どのようなものを想定されていますでしょうか。	例として、自動車税の税率変更が行われる場合です。
10	募集要項 15頁 8 管理 の基準・業務の内容等 (8)②⑪ 備品の新設、 増設又は取替	県教育委員会が無償で貸し付けた備品の更新又は追加購 入等を行う場合、これらはすべて県教育委員会の負担(費 用)でご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	予算の範囲内で、県教育委員会において対応します。
11	募集要項 16頁 8 管理 の基準・業務の内容等 (9) 保険への加入	保険への加入にあたり、施設賠償責任保険などのてん補限 度額(補償額)の基準等がございましたらご教示ください。	指定管理者の判断により、施設の利用形態等に応じて適切な保険に加入して ください。なお、プレゼンテーションの際に内容を確認させていただく場合があ るためご了承ください。また、参考に現指定管理者の施設賠償責任保険の加 入内容を示すと、以下のとおりです。 ○施設賠償責任保険(支払限度額・免責金額) 対人賠償 1名につき 1億円 1事故につき 3億円 対物賠償 1事故につき 1,000万円 初期対応 1事故につき 1,000万円 免 責 1事故につき 3万円
12	募集要項 17頁 8 管理 の基準・業務の内容等 (13)③1) 現行の管理者 からの業務引継ぎ	前管理者から施設の予約状況を引き継ぐ際、令和9年4月以 降の施設利用に係る利用料金については、次期指定管理 者の売上になるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	仕様書 2頁 Ⅲ 施設等 の管理の基準 1 管理 運営 (6)① 職員配置及 び研修、及び (9) 業務 の再委託の禁止	「スポーツに関する知識・技能を有する者を配置すること」と ありますが、ここで配置が求められる人員の雇用形態(正社 員、契約社員、アルバイト等)に制限はありますか。 また、当該人員を直接雇用するのではなく、外部の専門家 等と業務委託契約を締結して配置した場合、仕様書同項(9) の「業務の再委託」に該当しますでしょうか。	雇用形態等に制限はありませんが、武道館において管理運営業務を実施す るにあたって適切な体制としてください。第三者と業務委託契約を締結して配 置する場合は、お見込みのとおり「業務の再委託」に該当するため、あらかじ め県教育委員会の承認を受ける等、必要な手続きを行ってください。

香川県教育委員会事務局保健体育課
施設グループ
TEL 087-832-3767
FAX 087-806-0235

番号	募集要項等の 該当項目	質問内容(要旨)	回 答
14	仕様書 2頁 Ⅲ 施設等の管理の基準 1 管理運営 (7)② 物品の帰属及び管理	「備品会計に備える帳簿」とは、備品台帳のことを指しているという理解でよろしいでしょうか。	県教育委員会から無償で貸与している備品及び、指定管理者が委託料から購入した備品に係る台帳を指します。
15	様式 23頁 Ⅱ 武道館の運営 2③ 事業等実施計画	必ず実施することとされている「土用がいこ」「寒がいこ」「武道教室」に係る経費についても、管理運営費の収支計画には計上せず、自主事業経費として取り扱うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	様式 28頁 収支計画書 ※12	「自主事業等により生じた利益のみを、その他の収入として計上し」とありますが、自主事業等により生じた利益を収支計画書の収入に計上しない(利益を管理運営費に還元しない)計画とすることも可能でしょうか。	当該利益の計上については、申請者の判断にお任せしますが、プレゼンテーションの際に内容を確認させていただく場合があるためご了承ください。
17	募集要項 12頁 8 管理の基準・業務の内容等 (6) ③ 2) 自動販売機の設置等	「③ 自主事業等による収入」の項目内に「2) 自動販売機の設置等」の記載がありますが、自動販売機の設置およびそれに伴う収入については「自主事業」として取り扱うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、収支計画書(様式3)に収入を計上する場合は、収入から支出を差し引いて生じた利益のみをその他の収入として計上し、自主事業等により生じた利益であることを区分して明記してください。
18	募集要項 5申請の手続(4)申請方法 ③提出書類及び提出部数 4)	スライド対象となる人件費について 2社で公募を検討しておりますが、そのうち1社の人件費は社外秘となっており、各人の公開が難しい状況です。 総額であれば開示可能です。 この場合、令和7年度に本施設で適用頂いた通り、各人の開示可能な1社のみ人件費のスライド制度を適用いただけるのでしょうか？ また、人件費が公開できず対象外となった場合も物件費はスライド制度を適用して頂ける理解でよろしいでしょうか？	武道館の指定管理においては、「賃金・物価スライド制度運用の手引き<指定管理者制度>」(以下「手引き」という。)に基づき、賃金・物価スライド制度を適用し、スライド額の算出に当たっては、人件費と物件費それぞれで別途行うこととなります。 このうち、人件費については、手引き第3章の<各年度>の⑥の<留意事項>のとおり、従業員の賃上げに反映されたことが確認できない場合は、支払実績が確認できた賃金スライド額にて指定管理料の増減額を再計算し、指定管理料の増減額に係る決定通知を行うこととなります(減額となる場合は、実績確認はありません)。 なお、収支計画書(様式3)及びスライド対象経費計算書(資料11-2)は、収支計画書(様式3)の注意事項のほか、手引きの第2章の4及び5に基づき作成し、積算根拠を示した疎明資料を添付して提出してください。また、積算根拠については、プレゼンテーションの際にも確認させていただく場合があるためご了承ください。
19	募集要項 (様式3)	収支計画書について 「※6スライド対象経費については、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。消費税及び地方消費税については、スライド対象外経費の租税公課に記載してください。」とありますが、物価が上昇した場合、それに伴い消費税の負担も上昇すると考えられます。 このままスライド制度が適用された場合は、消費税の上昇は考慮されていないと思われます。 収支計画書のスライド対象費用は、税込での記載として費用に伴う消費税もスライド対象として頂きたい。	手引きの第2章の6の(2)の③に記載のとおり、スライド額を算出し、「消費税及び地方消費税の額を加算」して、指定管理料の増減額を決定することとなっているため、収支計画書のスライド対象経費は消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。